

令和8年度 経海B委第4号 清水港沖実海域テストベッド整備検討業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

静岡市経済局海洋政策部B X推進課が委託する「令和8年度 経海B委第4号 清水港沖実海域テストベッド整備検討業務」（公募型プロポーザル方式）に係る契約候補者特定のための公募型プロポーザルの実施については、関係法令に定めるもののほか、この要領によるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名 令和8年度 経海B委第4号

清水港沖実海域テストベッド整備検討業務

(2) 業務目的

本業務は、駿河湾や清水港の環境を活かし、海・空の技術開発、実証や、関連産業集積に資する、駿河湾B Xテストベッドエリアの形成に向け、中核となる清水港沖実海域テストベッドの位置の特定や運営スキーム、必要機材の検討を実施する。

※ 駿河湾 BX テストベッドエリア・・・駿河湾や清水港の海域及び三保飛行場の空域等を活用し、水中ロボット、無人航空機、海洋観測機器等の研究開発・実証試験を実施するとともに、その成果の社会実装や関連産業の創出・集積につなげることを目的とした実証フィールドの総称をいう。

(3) 業務内容

① テストベッドの海域特定

ア 清水港沖において、テストベッド候補地を3箇所程度選定する。選定にあたっては、AUV、ROV等の水中ロボット、水中通信技術等の試験に適した海域について、発注者との協議の上、受注者が専門的知見に基づき選定する。

イ 選定した候補地について、周辺関係者に対し調査内容の説明を行い、同意を得る。

ウ テストベッド候補地において以下を実施する。

a 年4回データ収集(以下「四季データ」)

b 1km×1kmの海底地形図の作成(以下「海底地形図」)

エ 四季データは、各水深において以下を収集する。

a 水温

b 塩分濃度

c 潮流

オ 計測する水深はAUV、ROV等水中ロボットを試験するにあたり、受注者が専門的知見に基づき必要と判断した水深5層程度において実施する。

- カ 四季データ (a・b) より音速プロファイルを作成する。
- キ 海底地形図は以下の種類で解析するものとする。
 - なお、本業務の目的達成に資する場合には、必要に応じてその他の図面についても発注者と協議の上、作成するものとする。
 - a 等深線図
 - b 水深図
- ク 四季データ及び海底地形図よりテストベッド候補地としての評価を行う。
- ケ テストベッドはAUV ロスト防止及び運動性能評価のための音響測位が可能な海域とし、海底に設置する基準点の配置は、海底地形図を踏まえ、受注者が検討する。
- コ 調査に必要な機材及び船舶等は、全て受注者において準備する。

② テストベッドの運用スキームや必要機材の検討

ア 需要予測・提供サービス

- a ROV、AUV の開発動向や、国内の他の実海域テストベッドの状況も踏まえ、清水港沖実海域テストベッド及び支援拠点の需要予測を行う。
 - a-1 ROV・AUV の開発動向、市場規模の調査結果
 - a-2 国内の他の実海域テストベッドのリストとそれぞれの特長の提案
 - a-3 a-2 と比較したときの清水港沖実海域テストベッドの強みとポジショニングの提案
 - a-4 a-1、a-2、a-3 に基づく清水港沖実海域テストベッドおよび支援拠点の年間売上予測
- b 需要をもとに清水港沖テストベッド及び支援拠点において、どのようなソフト・ハードが必要とされるかを具体的な品名で整理する。
 - b-1 テストベッド利用前に必要なサービス (海域利用調整等)
 - b-2 テストベッド利用中に必要なサービス (テスト実施支援等)
 - b-3 テストベッド利用中に必要なハードウェア (作業船やその仕様等)
 - b-4 テストベッド利用後に必要なサービス (データ分析支援等)

イ 運用スキーム・役割分担

- a 実海域テストベッドや支援拠点の運営にあたり、静岡市と民間事業者の役割分担について、複数の PPP (Public Private Partnership) スキームを比較検討した上で、メリット・デメリットを整理する。
- b 需要予測により整理したソフト及びハードごとに、所有者及び運営者を整理するとともに、サービスについては提供主体及び体制を整理するものとする。
- c 運営形態・役割分担に応じた実海域テストベッド及び支援拠点の管理運営規程 (案) を作成する。

d 清水港沖実海域テストベッドと併せ、折戸湾沿岸域テストベッドや三保飛行場※とが連携した駿河湾BXテストベッドエリアとしての全体像や、相互連携運用を効率的に行う体制案を検討する。

※ 三保飛行場・・・eVTOLやドローンなどの次世代エアモビリティの実証実験場として令和7年7月から静岡市が管理運営を始めた施設。

ウ 事業収支

a 傭船や海上荷役等による地元経済への波及効果について、複数の前提条件を設定した上で試算するものとする。

- ・ テストベッドの費用に占める項目の中で、地元で調達可能なものとそれ以外のものを分類し、前者を波及効果に含める。
- ・ 清水港沖テストベッドが存在することにより、滞在者・住民が増加し、当該滞在者・住民が地元で消費する金額を波及効果に含める。

b 実海域テストベッド、および支援拠点の事業収支の概算を算出する。

- ・ 需要予測に基づく売上、費用を計算し収支を複数年にわたり算出する。
- ・ 静岡市の視点における単年度黒字、投資回収がどのタイミングになるかを算出する。

③ 報告書作成

本業務内容に定められた事項について、調査・検討結果を報告書にとりまとめる。

ア テストベッド海域調査

- ・ 水深における水温、塩分濃度、潮流の各データ
- ・ 四季毎の音速プロファイル
- ・ 海底地形図(等深線図、水深図)
- ・ 総合評価

イ テストベッドの運営スキームや必要機材の検討

- ・ 需要予測・提供サービス・設備
- ・ 運営スキーム・役割分担案
- ・ 事業収支

④ 打合せ協議

本業務について、業務着手時1回、中間1回/月、成果品納入時1回の打合せ協議を実施する。

(4) 委託期間 契約締結日より令和9年3月31日(水)まで

(5) 契約上限金額 39,930,000 円 (消費税及び地方消費税 10%を含む)

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行(徴収)日までの間、次に掲げる条件をすべて満足している単体企業又は設計共同体であること。設計共同体の場合、(1)(2)(3)(4)(5)については構成員すべてが、(6)(7)については設計共同体として要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱(令和6年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 水中音響に関する製品製造経験を有すること。
- (7) 実海域におけるテストベッドの運営実績を有すること。

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付	令和8年5月11日(月) 17時まで(必着)	質問書【様式4】に記載の上、電子メールで提出すること。電話・FAX等での質疑応答は行わない。
質問に対する回答	令和8年5月18日(月)まで	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開する。
企画提案書提出(プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む)	令和8年5月26日(火)12時まで(必着)	郵送又は持参すること。 提出場所: 静岡市経済局海洋政策部 BX 推進課(浪漫館14階)

書類選考（1次選考）	令和8年5月26日（火）から令和8年6月1日（月）まで	「7 書類選考（1次選考）」に記載のとおり
書類選考（1次選考）審査結果通知	令和8年6月2日（火）17時まで	書類選考で審査した業者には、プレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を通知する。
プレゼンテーション（2次選考）	令和8年6月8日（月）	「8 プレゼンテーション（2次選考）」に記載のとおり
最終審査結果の通知	令和8年6月11日（木）以降	プレゼンテーション（2次選考）の参加者全てに通知する。
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和8年6月17日（水）12時まで	
説明要求に対する回答	令和8年6月19日（金）17時まで	

5 提出書類等

- (1) 【様式1】プロポーザル参加申請書（1部）
- (2) 【様式2】会社概要書（1部）
- (3) 【様式3】企画提案書（紙媒体8部、データ1部）
- (4) 3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項（6）（7）の実績が分かる書類（任意様式）
- (5) 商業登記簿謄本（1部）※コピー可
- (6) 貸借対照表、損益計算書（直近1年度分）（1部）※コピー可
- (7) 納税証明書（申請日前3ヶ月以内に証明されたもの）
 - ① 消費税納税証明書（1部）その3又はその3の3
 - ② 市民税納税証明書（1年度分：1部ずつ）
- (8) 見積書（1部）
- (9)（該当がある場合のみ）【様式5-1】設計共同体協定書（1部）

6 企画提案書の作成について

- (1) 【様式3】企画提案書作成方法

企画提案書は、下記事項について、社名等を特定できないように、様式に従い、簡潔にまとめ、提出すること。

①業務実施体制【A 4 片面】

※配置予定の技術者について1部ずつ記載すること。

②業務実施方針、着眼点・取り組み姿勢、調査の企画設計【A 4 片面 4 枚（または A 3 片面 2 枚）以内】

※図や文字は読みやすさに留意し、過度に小さなサイズを使用しないこと。

③工程表【A 4 片面 1 枚】

想定する業務の工程、スケジュールについて記載すること。

(2) 提出時の媒体、形式について

企画提案書は、紙媒体 8 部（正本 1 部及び副本 7 部）及び電子媒体（CD-R）1 部を提出すること。電子媒体に納めるファイル形式は、MicrosoftWord、MicrosoftPowerPoint、MicrosoftExcel、PDF 形式のいずれかとする。

7 書類選考（1 次選考）

(1) 実施方法等

① プロポーザル参加者が 8 者以上の場合は書類審査を実施し、書類審査を通過した提案についてのみ「プレゼンテーション（2 次選考）」を実施すること。なお、プロポーザル参加者が 7 者以下の場合は書類審査を省略し、「プレゼンテーション（2 次選考）」のみ実施する。

② 企画提案審査基準に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により審査する。

(2) 書類選考結果の通知

全ての参加者に選考結果及び通過者にはプレゼンテーション（2 次選考）の案内を通知する。

8 プレゼンテーション（2 次選考）

(1) 実施日

令和 8 年 6 月 8 日（月）（詳細な時間は、別途通知する。）

(2) 開催場所

静岡市役所 清水庁舎 5 階 53 会議室（静岡市清水区旭町 6 番 8 号）

(3) 実施方法等

① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおり。

ア 準備：3 分

イ 説明：10 分

ウ 質疑応答：10 分

② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する者が行うこと。

③ 説明方法は、提出期限までに提出した「企画提案書」を用いて説明すること。また、

企画提案書の内容を補完するために、動画や操作デモを利用することを認める。

- ④ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参すること。
- ⑥ モニター（HDMI 端子）は事務局が用意する。プレゼンテーション参加者が接続可能な Wi-Fi はないため、インターネット接続が必要な場合は、参加者自身で用意すること。
- ⑦ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。
- ⑧ 当日のプレゼンの発表時間等の詳細は別途通知する。

(4) 評価者

本市が設置する清水港沖実海域テストベッド整備検討業務審査会における審査員が評価者となる。

(5) 企画提案の評価

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙）に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の候補者とする。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行うこと。

(6) 要求水準を満たさない場合

提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の合計点数が7割（350点）未満の場合は、候補者の特定をしない。

9 内容等についての質問の送付について

- (1) 質問の受け付けは、4 審査スケジュール記載の日程で行う。
- (2) 質問は、【様式4】質問票を用い、提出は、持参、郵送、電子メールいずれの方法でも可とする。但し、電子メールで送信する場合はその旨を電話で連絡すること。
- (3) 質問文書には、回答を受ける方の会社名、氏名、メールアドレス、電話番号を併記すること。

10 見積参加者の特定及び決定

- (1) 企画提案審査会において、提出された企画提案書を審査及び評価し、最も評価の高い者を見積参加予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を見積参加予定者として特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより見積参加予定者を特定する。その後、評価結果を静岡市商工部委託業者等選定部会に諮り見積参加者を決定する。
- (2) 企画提案審査会の審査結果については全ての提案者に通知する。

11 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) 契約上限金額を超える見積金額を提示した場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

12 契約手続き等

選定結果を踏まえ決定された見積参加予定者と速やかに契約内容について調整後、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行う。

13 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本業務の受託者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに委託者に報告すること。委託者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受託者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。
※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び委託者への通報(報告)等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

14 その他

- (1) 提出書類等は、返却しない。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例(平成15年静岡市条例第4号)第7条に基づき、情報公開請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等非公開情報を除いて、請求者に開示する。

15 事務局(問合せ先)

〒424-0943

静岡県静岡市清水区港町2丁目10番1号 浪漫館14階

静岡市経済局海洋政策部 BX 推進課 総務・BX 推進係 担当者：今川、山本、岩井

電話：054-354-2656

メール：bx-suishin@city.shizuoka.lg.jp

別紙「企画提案審査基準」

評価項目		評価内容	配点
技術	実績・専門技術力	水中音響に関する製品の製造経験	15点
		実海域におけるテストベッドの運営実績	15点
企画提案書	業務内容の理解度	業務実施方針について、業務目的、業務内容を的確にとらえ、業務全体の円滑な遂行に向けた進め方や重視する点、留意事項等について、具体的に示されているか。 (主に様式-3の「(2) 1 業務実施方針」部分の記載に基づく)	15点
	業務実施に際しての専門性と的確性	実海域テストベッドの海域選定に必要な海域調査の実施方法について、具体、的確に提案されているか。 (主に様式-3の「(2) 2 業務の着眼点・取り組み姿勢など テーマ①」部分の記載に基づく)	10点
		最適な実海域テストベッドを実現するための海域選定の検討方法について、具体、的確に提案されているか。 (主に様式-3の「(2) 2 業務の着眼点・取り組み姿勢など テーマ②」部分の記載に基づく)	15点
		ユーザー、管理者、地域にとって最適な実海域テストベッドの実現に求められるソフト・ハードの検討方法、それを踏まえた運営体制・事業スキームの検討方法について、具体、的確に提案されているか。 (主に様式-3の「(2) 2 業務の着眼点・取り組み姿勢など テーマ③」部分の記載に基づく)	15点
	業務フロー及び工程計画の的確性	業務の企画設計は、業務実施方針等を踏まえて実現性の高い提案となっているか。 (主に様式-3の「(2) 3 業務の企画設計及び(3) 工程表」部分の記載に基づく)	15点
合計			100点